【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税3）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、この PFI 事業を一層促進する観点から、PFI 法に基づき設立された組織である。PFI 事業を実施する者に対し、民間金融を補完する資金供給（リスクマネー供給）を行うとともに、地方公共団体等に対する案件形成の伴走支援を行うことで、PFI 事業を推進することを目的とする。 機構の法人事業税（資本割）については、令和4年4月1日から令和9年3月 31 日までの時限措置として、課税標準となる資本金等の額から一定額を控除する特例措置が講じられている。なお、この控除額は段階的に縮減されており、直近（令和8年度）においては「資本金等の額の2分の1」を控除することとされている。
				《要望の内容》 課税標準から「資本金等の額の2分の1」を控除する現在の特例措置について、適用期限の5年間延長（令和 14 年3月 31 日まで）を要望する。
				《関係条項》 地方税法第 72 条の 12 第1項第 2 号、同法附則第9条第 17 項
5	担当部局			内閣府民間資金等活用事業推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和4年度～令和 13 年度
7	創設年度及び改正経緯			・ 平成 29 年度税制改正において創設（資本割の課税標準を銀行法上の最低資本金額である 20 億円とする特例措置）。 ・ 令和4年度税制改正において、適用期限を5年間延長するとともに、控除割合を段階的に縮減する見直し（令和8年度において「資本金等の額の 2 分の 1」を控除）を実施。
8	適用又は延長期間			5年間（令和9年4月1日から令和 14 年3月 31 日まで）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置は、機構の税負担軽減を通じて新たな資金流出を未然に防ぎ、強固な財務基盤を維持することを目的とする。これにより、機構が PFI 事業に対して民間金融を補完する資金供給（リスクマネー供給）

		と、案件形成の支援を機動的かつ柔軟に実行し得る体制を担保する。 　我が国が本格的な金利上昇局面への転換を迎える中、今後は調達コスト増加等に伴う機構の利益水準の圧迫が不可避な情勢となっている。この状況下で仮に本措置が廃止されて新たな資金流出が生じた場合、機構の機能発揮に以下の支障が生じる懸念がある。 ・ 投融資機能の萎縮：新たな資金流出に伴い投融資のリスクバッファーが低下することで、相対的に安全な案件への偏重を余儀なくされ、「民間で取れないリスクの補完」という機構本来の資金供給機能が損なわれるおそれがある。 ・ 伴走支援機能の縮小：機構全体としての活動余力が削がれ、直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制縮小等に波及し、インフラ老朽化等の喫緊の課題に直面する地方公共団体向けの案件形成支援が頓挫するおそれがある。 　本特例措置の延長により機構全体の強固な財務基盤を維持・担保することで、これら「資金供給」と「伴走支援」の両輪の機能を持続させ、地域インフラ等の PFI 事業の創出と、全国各地が抱える社会課題の解決に貢献する。
		《政策目的の根拠》 ・「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和8年改定版）」（令和 8 年 6 月 11 日民間資金等活用事業推進会議決定）： （抜粋）インフラ老朽化対策の加速は喫緊の課題であり、ノウハウ不足等の課題に直面する地方公共団体や地域金融機関等において、PFI 推進機構による支援の重要性は高まっている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月 21 日閣議決定）： （抜粋）「PPP／PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）」に基づき官民連携投資等を促進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】5．経済財政政策の推進 【施策】5．経済財政に関する施策の推進
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	物価変動対応の各種施策による事業環境の正常化を前提としつつ、本特例措置による財務基盤の維持を通じて、地域インフラ等の PFI 事業の創出や全国各地の社会課題解決を牽引すべく、延長を要望する適用期間の5年間（令和9年度～令和 13 年度）において、以下の定量的指標の確実な達成を目指す。 ・ 機構による機動的な資金供給を持続し、地域インフラ等の PFI 事業の創出を牽引する（指標：出融資額　約 120 億円／年）。 ・ 直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制を維持し、ノウハウ不足に直面する地方公共団体への無償の伴走支援を継続する（指標：現在支援に着手している 14 件の確実な組成、及びそれに伴う 1,262 億円規模の事業創出）。
	④ 政策目的に対する租税	本措置の適用による資本割の負担軽減（年額 5,000 万円の資金流出回避）は、今後の金利上昇に伴う利益圧迫環境下において、機構の

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>資金流出に対する防波堤となり、財務基盤全体を下支えする機能を持つ。
　これにより、機構全体の財務的余力と活動の機動性が担保され、「民間金融を補完する積極的なリスクマネー供給」と「ノウハウ不足の地方公共団体に対する継続的な伴走支援」の両立が可能となる。結果として、延長要望期間における「年間約 120 億円規模の出融資」及び「伴走支援を通じた計 14 件（1,262 億円規模）の案件組成」という政策指標の確実な達成に直接的に寄与するものである。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">10</td><td rowspan="4">有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位：件数）<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和
4</th><th>令和
5</th><th>令和
6</th><th>令和
7</th><th>令和
8</th><th>令和
9</th><th>令和
10</th><th>令和
11</th><th>令和
12</th><th>令和
13</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>本特例措置の創設以降、適用対象は PFI 推進機構のみであり、今後も同様。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>【算定根拠】
制度上、PFI 推進機構のみを対象とした特例措置であるため。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位：億円）<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和
4</th><th>令和
5</th><th>令和
6</th><th>令和
7</th><th>令和
8</th><th>令和
9</th><th>令和
10</th><th>令和
11</th><th>令和
12</th><th>令和
13</th></tr><tr><td>適用額</td><td>170</td><td>160</td><td>140</td><td>120</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table>【算定根拠】
令和 4 年：200 億円（資本金等の額）×　17/20　＝　170 億円
令和 5 年：200 億円（資本金等の額）×　4/5　＝　160 億円
令和 6 年：200 億円（資本金等の額）×　7/10　＝　140 億円
令和 7 年：200 億円（資本金等の額）×　3/5　＝　120 億円
令和 8 年～13 年：200 億円（資本金等の額）×　1/2　＝　100 億円
≪出典≫
・（過去の実績部分：令和4年度～令和7年度）PFI 推進機構各事業年度決算
・（将来の推計部分：令和8年度～令和 13 年度）資本金等の額を 200 億円、法人事業税率を 0.5%と仮定し、現行の特例割合（1/2 控除）が継続するものとして内閣府にて試算</td></tr>
<tr><td>③</td><td>減収額</td><td>（単位：億円）<table><tr><th>年度
区分</th><th>令和
4</th><th>令和
5</th><th>令和
6</th><th>令和
7</th><th>令和
8</th><th>令和
9</th><th>令和
10</th><th>令和
11</th><th>令和
12</th><th>令和
13</th></tr><tr><td>減収額</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>0.50</td><td>0.50</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
・ 特例措置適用前：200 億円×0.5%（税率）＝1.00 億円
・ 令和 4 年度：（200 億円－170 億円）×0.5%（税率）＝0.15 億円
（適用前 1.00 億円－0.15 億円＝減収額 0.85 億円）
・ 令和 5 年度：（200 億円－160 億円）×0.5%（税率）＝0.20 億円
（適用前 1.00 億円－0.20 億円＝減収額 0.80 億円）
・ 令和 6 年度：（200 億円－140 億円）×0.5%（税率）＝0.30 億円
（適用前 1.00 億円－0.30 億円＝減収額 0.70 億円）
・ 令和 7 年度：（200 億円－120 億円）×0.5%（税率）＝0.40 億円
（適用前 1.00 億円－0.40 億円＝減収額 0.60 億円）</td></tr>
</table>

		・ 令和 8 年度以降：（200 億円－100 億円）×0.5%（税率）＝0.50 億円（適用前 1.00 億円－0.50 億円＝減収額 0.50 億円） ≪出典≫ ・ （過去の実績部分：令和４年度～令和7年度）PFI 推進機構各事業年度決算 ・ （将来の推計部分：令和8年度～令和 13 年度）資本金等の額を 200 億円、法人事業税率を 0.5%と仮定し、現行の特例割合（1/2 控除）が継続するものとして内閣府にて試算。 （注）過去の実績部分（適用額及び減収額）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の数値を用いていない理由は以下の通りである。 同報告書は前年２月１日から当年１月 31 日までに終了する事業年度を当該年度分として集計しており、３月決算である上記の機構の「事業年度ベース」の適用実績とは１年度分のズレが生じている（※）。本評価書においては、本特例措置による各事業年度の財務基盤への影響を事業実態に即して精緻に検証・評価する観点から、同報告書の数値ではなく、発生ベースである機構の各事業年度決算数値を基に算定している。 （※）同報告書における特例による控除額（適用額）は、令和４年度 180 億円、令和５年度 170 億円、令和６年度 160 億円となっているが、これらは各々、事業年度ベースにおける令和３年度、令和４年度、令和５年度の実績に相当するものである。
	④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 ○ 所期の目標（前回延長時）の達成状況 前回の延長時（令和４年度）における所期の達成目標は、「『PPP/PFI 推進アクションプラン』に掲げる 10 年間（平成 25 年度から令和４年度まで）の事業規模目標 21 兆円を達成し、経済・財政一体改革に貢献すること」及び「令和４年度以降の新たな目標に向け機構としての役割を果たし、PFI 事業の更なる推進に貢献すること」であった。この点に関する達成状況は以下のとおりである。 我が国全体の PPP/PFI 事業規模については、各年度のアクションプランに基づく官民の推進施策や、本特例措置によって財務基盤を下支えされた機構の投融資による寄与も相まって、当面の事業規模目標であった 21 兆円を達成した。さらに、その後に設定された令和４年度から令和 13 年度における新たな事業規模目標（30 兆円）についても、令和６年度末時点で実績が 13.3 兆円に達しており、目標から逆算した令和７年度の進捗目安（12 兆円）を前倒しで達成するなど、PFI 事業の推進に向けた所期の目標は順調に達成している。 ○ 新たな達成目標（指標）を設定した理由 上記のとおり、所期の目標であった「我が国全体の PPP/PFI 事業規模の拡大」については着実な進展が図られている。

しかしながら、租税特別措置等の総点検を通じ、これらマクロ指標に対する本税制措置の直接的な寄与度が必ずしも明瞭ではないという課題が確認された。加えて、インフラ老朽化対策の急務化に伴う地方公共団体への案件形成支援の重要性の高まりや、今後の金利上昇局面における機構の利益圧迫懸念といった、直近の政策的要請及び事業環境の変化を的確に反映する必要がある。

こうした背景を踏まえ、今回の延長要望に際しては、機構の財務基盤維持を通じた PPP/PFI 推進という所期の政策目的自体は堅持しつつ、本特例措置による「直接的な政策効果」をより厳格かつ客観的に検証可能とする観点から、効果測定のための指標の精緻化を行った。具体的には、従来のマクロ指標に代え、税制措置による自己資本の下支えが直接的に機能する事業の両輪（中核機能）にフォーカスし、以下の2つの定量的な測定指標として再設定した。

- 指標①（資金供給）：出融資額 約 120 億円／年
- 指標②（伴走支援）：伴走支援を通じた 14 件の確実な案件組成、及びそれに伴う 1,262 億円規模の事業創出

○ 達成目標の実現状況

区分＼年度		令和5		令和6		令和7		令和8	
【指標①：資金供給(累積)】									
	実績値・見込値	26 億円		50 億円		128 億円		*248億円*	
	目標値	ー		ー		ー		ー	
	達成状況	ー		ー		ー		ー	
【指標②：伴走支援による案件組成・事業創出（累積）】									
	実績値・見込値	0件	0円	0件	0円	0件	0円	*1件*	*7億円*
	目標値	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	達成状況	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

区分＼年度		令和9		令和10		令和11		令和12		令和13	
【指標①：資金供給(累積)】											
	目標値	*120億円*		*240億円*		*360億円*		*480億円*		*600億円*	
【指標②：伴走支援による案件組成・事業創出（累積）】											
	目標値	*5 件*	*354 億円*	*10 件*	*852 億円*	*12 件*	*972 億円*	*13 件*	*1162 億円*	*14 件*	*1262 億円*

※1 令和5年度～令和8年度の「目標値」及び「達成状況」については、今回の延長要望に際して新たに設定した指標であるため、未設定（「－」）としている。

※2 同期間の「実績値・見込値」は参考値として記載している。資金供給の実績が年平均 62 億円程度となっている要因は、急激な物価高騰に伴う入札不調による案件形成の停滞等、一時的な外部環境の悪化によるものである。現在、国によるガイドラインの改定をはじめとする各種施策の浸透により、適切な官民のリスク分担が促進され、入札環境の改善・正常化が進んでいる。また、「官民連携支援センター」の実績値・見込値が令和5年度～7年度において0件となり、令和8年度で1件となっているのは、令和6年5月のセンター設立から実際の案件形成までに、一定の期間を要するためである。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

・令和5年度～令和8年度の実績値・見込値：
PFI 推進機構の内部資料等に基づき内閣府にて集計。

・令和9年度以降の達成目標に対する将来の予測の算定根拠：

① 指標①（出融資額 約 120 億円／年）：

		機構の過去の支援実績に基づく1件あたりの平均出融資規模（約 20 億円） × 年間の平均出融資件数（約6件） ＝ 約 120 億円／年 ② 指標②（伴走支援 14 件、1,262 億円）: 「官民連携支援センター」において現在実際に関与・支援に着手している具体的な案件の積み上げにより算出。 ・案件組成数：現在支援中の個別プロジェクト数の合算 ＝ 計 14 件 ・事業創出規模：当該 14 件における施設整備費等に関する想定事業費の合算 ＝ 計 1,262 億円 ※ 上記は、PFI 推進機構の内部資料等に基づき内閣府にて算出。
		《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○ 特例措置が延長された場合（適用群）と廃止された場合（非適用群）を比較し、以下の通り本措置による直接的効果を把握した。 ・ 特例適用群（A） ：年額 5,000 万円の資金流出が未然に防がれることで、強固な財務基盤が維持される。これにより、機動的なリスクマネー供給（約 120 億円／年6件）と地方公共団体に対する無償の伴走支援機能が両立し、現在支援中の 14 件の案件形成が確実に進行することで、将来的な事業（計 1,262 億円規模）の創出へと直結する。 ・ 特例非適用群（B） ：機構がリスクのある資金供給を行うためには、予期せぬ損失に備えた一定の信用コスト（リスクバッファー）を内部で確保しておく必要がある。新たな税負担による年額 5,000 万円の資金流出は、まさに 20 億円規模の案件1件を安全に組成するための信用リスク相当額（2～3%程度）に匹敵し、当該出融資を支えるためのリスクバッファーの喪失に直結する。機構では経費削減等の徹底した経営努力を行っているが、今後の本格的な金利上昇局面において調達コスト増による利益水準の圧迫が避けられない中、新たな資金流出をこれ以上の内部努力で吸収することは困難である。したがって機構は、年間6件の出融資見込案件のうち1件の資金供給見送りを余儀なくされるか、あるいは非収益事業である「官民連携支援センター」の経費を削減せざるを得ない。結果として、本特例の廃止は、1件（約 20 億円）の資金供給の断念、あるいは、現在同センターの支援に依存しているノウハウに乏しい地方公共団体が自力で複雑な PFI 案件の形成を継続できず支援中の 14 件のプロジェクトが頓挫する事態の、いずれかを招くという深刻な懸念を生じさせる。 ・ 直接的効果（A－B） ：本特例措置による5年間で計 2.5 億円の税負担軽減は、機構のリスク許容度等を持続的に下支えする。前述の仮定に基づけば、本措置は「年間1件（5年間で計 100 億円）規模の資金供給」あるいは「全国各地における 14 件（約 1,262 億円規模）の事業創出」のいずれかが阻害される事態を未然に防ぎ、機構の両

				輪の機能を維持させるという、税収減を遥かに上回る政策的波及効果をもたらすものである。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・ 機構による出融資額（約 120 億円・約 6 件／年） ： 機構の過去の支援実績に基づく平均値。 ・ 伴走支援の対象となる案件形成数（14 件）及び事業規模（1,262 億円）：PFI 推進機構の内部資料等に基づき内閣府にて集計。 ・ 特例措置廃止時の資金流出額（5年間で 2.5 億円）：現行の資本割の特例（1/2 控除）が適用されなかった場合の税負担増加見込額（年額 5,000 万円）から算出。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は制度の性質上、適用対象が機構単独（1 件）となる。しかしながら、本措置を通じた当該 1 法人の財務基盤の維持は、「年間約 120 億円（5年間で計約 600 億円）規模のリスクマネー供給」と「伴走支援を通じた 14 件（計 1,262 億円規模）の事業創出」という、我が国全体への広範かつ多大な波及効果を担保する重要な手段である。全国各地の老朽化インフラ対策の推進等、社会課題解決に直結する機能を有しており、単独法人に対する年間 5,000 万円の適用であっても、その政策的有効性は高い。
		⑤	税収減を是認する理由等	特例廃止によって年間 5,000 万円（5年間で計 2.5 億円）の資金流出が生じた場合、今後の金利上昇等の厳しい環境下においては、機構のリスク許容度の低下と「官民連携支援センター」の体制縮小が避けられない。結果として、1件（平均規模約 20 億円）の資金供給が見送られるか、あるいは、現在支援中の 14 件の案件形成が頓挫し、喫緊の課題である老朽化インフラの更新停滞や公共サービスの提供体制の毀損を招く事態の、いずれかを引き起こすおそれがある。 一方、本措置による税収減が生じる立地自治体（東京都）に対しては、都内案件に対するリスクマネー供給や案件形成支援を通じて、都民への質の高い公共サービスの提供や良質なインフラ整備という便益が直接的に還元される。同時に、全国の地方公共団体に対しても、持続可能な公共サービスの提供という我が国全体への波及効果をもたらす。 以上より、本特例措置による5年間で計 2.5 億円の税収減は、「年間1件（5年間で計 100 億円）規模の資金供給」あるいは「伴走支援を通じた 14 件（約 1,262 億円規模）の事業創出」のいずれかが失われる事態を回避し、機構の両輪の機能を維持させるという直接的政策効果によって十分に正当化されるものであり、本措置の継続は是認される。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	「補助金」は使途が特定の個別事業の経費補填等に限定される性質上、機構全体の活動の自由度や強固な財務基盤を包括的に担保するという本措置の目的には馴染まない。また、株式会社である機構は、使途の自由度が高い「運営費交付金」の対象外である。 他方、「一般会計からの出資金」による財政措置については、スクラ

			ップ・アンド・ビルドの原則による他予算の削減が必要となること、毎年度の審査コストが発生することに加え、出資による資本金等の増加が法人事業税（資本割）の課税標準を押し上げ、かえって税負担を増大させるという矛盾が生じる。 　したがって、使途の制限なく機構の財務基盤全体を下支えし、「民間金融を補完する積極的な資金供給」と「地方公共団体に対する無償の伴走支援」の両立を機動的かつ持続的に担保し得る手段は本特例措置以外に存在せず、本措置によるべき妥当性は高い。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	民間金融を補完する果断な「リスクマネー供給」と、ノウハウ不足に直面する地方公共団体に対する案件形成の初期段階からのきめ細かい「無償の伴走支援」という、高度な専門性と独自性を兼ね備えた機構の政策的機能を代替し得る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は立地自治体（東京都）における法人事業税の減収を伴うものであるが、機構の財務基盤維持により担保される「積極的なリスクマネー供給」と「伴走支援」は都内案件に対しても提供されている。これにより、都内インフラへの民間資金の誘発と確実な事業化を通じて、都民への質の高い公共サービス提供等といった便益を直接的に還元する仕組みとなっている。 　同時に、本措置により維持される機構の機能は全国の地方公共団体にも展開され、厳しい財政状況にある自治体への民間資金・ノウハウの呼び込みを可能とし、公共施設等の確実な更新や住民生活に不可欠な公共サービスの持続をもたらす。 　このように、税収減を負担する立地自治体への十分な便益還元と、「インフラ老朽化」という全国共通の社会課題の解決を同時に実現する構造を有していることから、地方公共団体が本特例措置に協力する相当性は十分に認められる。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		・令和3年8月、10 月：令和 3 年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価（R3内閣 12）